

○佐野市市民活動補償制度実施要綱

令和3年3月31日告示第88号

改正

令和4年3月28日告示第66号

令和5年3月13日告示第37号

佐野市市民活動補償制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、市民活動補償制度に関し必要な事項を定めることにより、市民活動の健全な発展を図り、もって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民活動補償制度 この告示に基づいて市民活動団体、指導者等又は参加者の市民活動中(市民活動を実施する場所と住居との間の合理的な経路及び方法により行う往復の移動(以下「経路の移動」という。)を含む。第5条第1項及び第8条第1項において同じ。)の事故を市が補償する制度をいう。

(2) 市民活動 国内において、市民活動団体若しくは市が実施をし、又は主催若しくは共催をする別表第1に掲げる活動であって、公益を目的とする無報酬(費用弁償程度の少額の給付がある場合を含む。以下同じ。)のものをいう。ただし、次に掲げる活動を除く。

ア 政治的活動、宗教的活動、特定の思想に基づき組織された団体による活動又は特定の思想の助長を目的とする活動

イ 営利を目的とする活動

ウ 学校、幼稚園又は保育所の行事(クラブ活動を含む。)

エ 害虫又は害獣の駆除のために実施する活動(銃火器を使用する活動を含む。)

オ 山岳遭難又は海難の救助のために実施する活動

カ 野焼き又は山焼き

キ 山岳登はん、スカイダイビング、けんか祭り、御神木落とし等の危険性が高い活動

ク 趣味又は娯楽を目的とする活動

ケ 自己のために実施する活動

(3) 市民活動団体 市民(市民以外の者を含む。)により市民活動を実施するため自主的に組織された団体であって、市の区域内に活動の拠点を有するものをいう。

(4) 指導者等 市民活動団体において、市民活動の無報酬による計画の策定等若しくは実施に関し指導的地位にある者若しくはこれに準ずる者又は市民活動に責任を有する者をいう。

(5) 参加者 市民活動に直接参加する者をいい、単なる観覧者、見物人、市民活動のサービスを単に受ける者及び乳児等の自発的に市民活動に参加する能力のない者を除く。

(6) 賠償補償対象者 市民活動団体及び指導者等をいう。

(7) 傷害補償対象者 指導者等及び参加者をいう。

(8) 地域社会活動 不特定多数の者の利益の増進並びに他者との交流により良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とする活動をいう。

(9) 社会福祉活動 日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者のために実施する活動をいう。

- (10) 青少年健全育成活動 子どもの健全な育成を目的とする活動をいい、学校、幼稚園又は保育所に所属しない者が学生、生徒、児童等に対して実施する教育活動を含む。
- (11) 社会教育活動 スポーツ又はレクリエーションによる交流を通じて良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とする活動をいい、運動競技を実施することを目的として組織された団体の競技、練習等及びクラブ活動を除く。

(保険契約)

第3条 市長は、市民活動補償制度を実施するため、損害保険会社と損害保険に関する契約（以下「保険契約」という。）を締結する。

(補償期間)

第4条 市民活動補償制度の実施に係る保険契約の期間（以下「補償期間」という。）は、1年間とする。

2 補償期間の初日及び最終日は、前条の規定により保険契約を締結した損害保険会社（以下「保険会社」という。）と協議し、決定する。

(市民活動補償制度の対象となる事故)

第5条 市民活動補償制度の対象となる事故は、次のとおりとする。

(1) 市民活動中又はこれに起因して、市民活動団体又は指導者等の過失により、他人の生命、身体又は財物に損害を与える、当該市民活動団体又は指導者等が、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故（以下「賠償責任事故」という。）
(2) 市民活動中の急激かつ偶然な外来の原因により、傷害補償対象者（市民活動団体が実施をし、又は主催若しくは共催をする青少年健全育成活動及び社会教育活動の参加者を除く。）が傷害（次に掲げる症状を含む。）若しくは障がいを負い、又は死亡する事故（以下「傷害事故」という。）
ア 身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入し、吸収し、又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状
イ 細菌性食中毒及びウイルス性食中毒。ただし、往路の経路の移動中に生ずる場合を除く。
ウ 熱中症

2 前項第1号の規定は、次に掲げる損害については、適用しない。

(1) 賠償補償対象者又はその代理人の故意により生じた損害
(2) 賠償補償対象者の同居の親族に対して生じた損害
(3) 戦争その他の変乱、暴動又は政治的若しくは社会的騒じょうにより生じた損害
(4) 地震、噴火、台風、洪水、津波その他の自然災害により生じた損害
(5) 市民活動団体又は指導者等が占有し、使用し、又は管理する車両に起因して生じた損害
(6) 市民活動団体又は指導者等が占有し、又は管理する動物に起因して生じた損害
(7) 施設の建築、修繕、模様替等の工事により生じた損害
(8) 前各号に掲げるもののほか、保険契約に係る約款（以下「約款」という。）において保険金の支払の対象とならない損害

3 第1項第2号の規定は、次に掲げる傷害（同号に規定する傷害若しくは障がい又は死亡をいう。以下同じ。）については、適用しない。

(1) 傷害補償対象者の故意又は重大な過失により生じた傷害
(2) 戦争その他の変乱、暴動又は政治的若しくは社会的騒じょうにより生じた傷害

- (3) 地震、噴火、台風、洪水、津波その他の自然災害により生じた傷害
- (4) 傷害補償対象者の自傷行為、自殺行為、犯罪行為又は闘争行為により生じた傷害
- (5) 傷害補償対象者の無資格運転、酒酔い運転又は薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態での運転により生じた傷害
- (6) 傷害補償対象者の脳の疾患その他の疾病(第1項第2号アからウまでに掲げる症状を除く。)、心神喪失又は特定感染症
- (7) 傷害補償対象者の医学的他覚所見のない頸(けい)部症候群又は腰痛症
- (8) 前各号に掲げるもののほか、約款において保険金の支払の対象とならない傷害
(補償の限度額)

第6条 補償の限度額については、次の各号に掲げる事故の区分に応じ、当該各号に定める限度額とする。

- (1) 賠償責任事故 別表第2に定める限度額
- (2) 傷害事故 別表第3に定める限度額
(事故の報告)

第7条 賠償補償対象者又は傷害補償対象者は、賠償責任事故又は傷害事故が発生した場合において、市民活動補償制度の適用を受けようとするときは、事故報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 市民活動の実施の日及び場所を確認することができる書類
- (2) 指導者等及び参加者又はそれらの予定者を確認することができる書類
- (3) 市民活動団体の規約等
- (4) 事故の発生状況を確認することができる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
(市民活動補償制度の適用の決定)

第8条 市長は、前条の報告書の提出があった場合は、当該事故が市民活動中の事故であるかどうかを調査し、及び事実関係を確認し、市民活動補償制度の適用に係る可否の決定をするものとする。

2 市長は、前項の可否の決定について必要があると認めるときは、佐野市市民活動事故調査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、調査させ、その結果の報告に基づき当該可否の決定をするものとする。

3 市長は、前2項の規定により市民活動補償制度を適用すると決定したときは、市民活動補償制度適用通知書に前条各号に掲げる書類の写しを添えて、保険会社に通知するものとする。
(請求の手続等)

第9条 賠償責任事故に係る保険金の請求は、賠償補償対象者と被害者との間で法律上の問題が解決した後、当該賠償補償対象者が保険金の請求に必要な書類を添えて市長に対して行うものとする。

2 傷害事故に係る保険金の請求は、傷害補償対象者(別表第3第1項の項の規定の適用を受ける場合の請求にあっては、傷害補償対象者の法定相続人)が保険金の請求に必要な書類を添えて市長に対して行うものとする。この場合において、同表第2項の項の規定の適用を受ける場合の請求にあっては後遺障がいの症状が固定した後に、同表第3項の項又は第5項の項の規定の適用を受ける場合の請求にあってはそれぞれ入院又は通院が終了した後に、行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、前2項の請求は、前条第1項及び第2項の決定があった日以後でな

ければすることができない。

- 4 市長は、第1項又は第2項の請求があったときは、それぞれ第1項の賠償補償対象者又は第2項の傷害補償対象者（以下「補償対象者」という。）に保険金を支払うよう保険会社に請求するものとする。
- 5 保険会社は、補償対象者の口座に保険金を振り込むものとする。この場合において、保険会社は、当該保険金を振り込んだ旨を市長及び補償対象者に通知するものとする。
- 6 前項の規定により保険金を振り込むことによって、市の保険金の支払義務は、履行されたものとする。

（委員会）

第10条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は行政経営部長を、委員は別表第4に掲げる職員をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 6 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて、その意見又は説明を聞くことができる。
- 7 委員会の庶務は、行政経営部市民活動促進課において処理する。
- 8 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

（書類の様式）

第11条 この告示の規定により必要とする書類の様式は、市長が別に定める。

（その他）

第12条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、約款で定めるところによる。

- 2 前項に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日告示第66号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月13日告示第37号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

活動の種類	主な活動
1 地域社会活動	町会活動 清掃活動 美化活動 スポーツ競技の運営 防災活動 公共施設の管理 交通安全 町会等の祭り
2 社会福祉活動	高齢者、障がい者等の生活介助又は旅行の付添い 高齢者、障がい者等への奉仕活動
3 青少年健全育成活動	講演会 音楽会 絵画教室 演劇鑑賞
4 社会教育活動	市民活動団体の親睦を目的として実施されるスポーツ

別表第2（第6条関係）

賠償責任事故の種類	限度額
-----------	-----

1 他人の生命又は身体に損害を与えた場合	1人につき1億円かつ1事故につき3億円（生産物事故に係る損害賠償にあっては、補償期間において3億円）
2 他人の財物に損害を与えた場合	1事故につき5,000万円（生産物事故の損害賠償にあっては、補償期間において5,000万円）
3 他人から預かっている財物又は管理を委託されている財物に損害を与えた場合	1事故につき300万円（補償期間に限る。）

備考 この表において「生産物事故」とは、製造、販売又は提供をした財物が他人に引き渡された後にその品質、取扱い等によって生じた事故及び作業が完了し、又は中止された後にその作業の結果によって生じた事故をいう。

別表第3（第6条関係）

傷害事故の種類	限度額
1 傷害事故の日から起算して180日以内に死亡した場合	1人につき300万円
2 傷害事故の日から起算して180日以内に後遺障がいが生じた場合	1人につき約款で定める9万円以上300万円以下の額
3 傷害事故により日常生活又は業務の遂行に係る身体機能に障がいが生じ、かつ、入院して医師の治療を受けた場合	1人入院1日につき3,000円。ただし、傷害事故の日から起算して180日を限度とする。
4 前項の規定の適用（以下「入院補償」という。）を受ける場合であって、治療のため手術を受けたとき。	入院補償の日額に手術の種類に応じて約款で定める率を乗じて得た額
5 傷害事故により日常生活又は業務の遂行に係る身体機能に障がいが生じ、かつ、通院して医師の治療を受けた場合	1人通院1日につき2,000円。ただし、傷害事故の日から起算して180日までの間において、90日を限度とする。

別表第4（第10条関係）

総合政策部長 市民生活部長 こども福祉部長 健康医療部長 産業文化スポーツ部長 都市建設部長 教育部長